

各論その2

非正規労働者・未組織労働者の組織化と 処遇改善等に向けた運動の展開

1. 「職場から始めよう運動」のさらなる展開

- (1) 連合の「職場から始めよう運動」の取り組みを一層推進し、非正規労働者の課題を組合員一人ひとりが自らに共通する課題であるとの認識を深め、非正規労働者が存在する民間、公共すべての職場において組織化を推進する。
- (2) 構成組織は、「ガイドライン」「事例集」(注)を活用し、職場における直接雇用・間接雇用の非正規労働者との交流拡大を通じて実態把握を進め、非正規労働者の組織化を推進する。
- (3) 連合岩手は、非正規労働センターを中心に、非正規労働者の労働・生活相談を通じた実態把握を行い、構成組織間の情報共有や交流企画等を実施する。
- (4) 地域協議会は、地域活動の中で地域における非正規労働者との交流の場や学習の機会提供などの活動を進め、組織化につなげる。

2. 非正規労働者の労働諸条件底上げと課題解決に向けた取り組みの促進

- (1) 連合岩手は、非正規労働者の処遇改善を通年の取り組みとして位置づけるとともに、春季生活闘争における非正規労働者に関わる労働諸条件底上げの取り組みを一層促進する。
- (2) 構成組織・単組は、連合岩手が実施する各種キャンペーン行動に積極的に参加するとともに、職場や地域における非正規労働者とのコミュニケーション拡大、組合員の家族を含めた連合運動の周知など、職場からの世論喚起を進める。
- (3) 連合岩手・地域協議会は、構成組織と連携し、連合全体の行動に加え地域独自の社会的キャンペーン行動を展開するとともに、関係する行政機関や団体などとの連携を強める。

3. 労働相談活動と非正規労働センターの強化に向けた取り組み

- (1) 連合岩手は、非正規労働者・未組織労働者の身近なよりどころとして「なんでも労働相談」が認知・活用されるよう情報発信を積極的に行う。また、相談内容の分析や開示を通じて、相談機能の強化と合わせ構成組織や関係機関と連携し課題解決に取り組む。
- (2) 非正規労働センターは、下記の課題を中心に取り組む。
 - ① 非正規労働者の組織化と処遇改善を中心に、構成組織、地域協議会と取り組み事例の情報交換や経験交流を行う。
 - ② 非正規労働者の労働相談、生活相談などの活動を進める中から集团的労使関係の構築に向けた受け皿づくりの体制を検討する。

(注) 「ガイドライン」「事例集」

「パート労働者の組織化と労働条件の均等・均衡待遇に向けた中期的取り組み指針」

「間接雇用労働者に向けた取り組み事例集」の略称。